

佐世保工業高等専門学校自己点検・評価実施要項

(平成25年6月18日制定)

(趣旨)

第1条 この要項は、佐世保工業高等専門学校学則第1条の2第2項の規定に基づき、佐世保工業高等専門学校（以下「本校」という。）における教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（以下「教育研究等」という。）の状況について行う自己点検・評価の実施及びその結果の検証（以下「自己点検・評価等」という。）並びに評価結果の活用に関し、基本的な方針として必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本校における教育研究等について、その活動の一層の活性化と水準の向上を図ることを目的とする。

(自己点検・評価の方法)

第3条 自己点検・評価は、学校教育法第109条第1項（同法第123条に基づき準用）の規定に基づき実施するものとする。

2 佐世保工業高等専門学校自己点検・評価委員会規則（以下、「委員会規則」という。）第2条第二号に規定する自己点検・評価項目の実施状況に係る点検は、教育システム点検委員会が行うものとする。

3 このほか、自己点検・評価は、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）の中期目標・計画を達成するために必要とする評価項目、及び認証評価機関が定める基準等を参考に、自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）が定める評価項目により、自己点検・評価を実施する。

4 前項に規定する機構の中期目標・計画を達成するために必要とする評価項目に係る評価については、教育システム点検委員会が仮評価を行い、委員会で最終評価を行う。

(自己点検・評価の実施時期)

第4条 校長は、委員会規則第8条に規定する自己点検・評価の結果については、7年以内のサイクルで自己点検・評価報告書を作成し、外部評価を実施するものとする。

2 機構の中期目標・計画及び本校の年度計画を達成するための評価については、毎年実施するものとする。

(結果の報告及び公表)

第5条 自己点検・評価委員会委員長は、自己点検・評価の結果を校長に報告するとともに、刊行物やホームページ等によって公表するものとする。

(評価結果の活用)

第6条 校長は、自己点検・評価の結果及び外部評価の結果に基づき、委員会において改善が必要と認められるものについては、その改善に努めなければならない。

2 校長は、前項の評価の結果を受けた対応措置として、委員会規則第8条に規定する実施計画表をもとに、関係委員会に対し、改善を要請する。

3 委員会委員長は、前項の対応措置の進捗状況を確認し、校長に報告する。

4 校長は、前項の進捗状況に応じた対応を決定し、必要な措置を講ずるものとする。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、評価に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成25年6月18日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和4年10月4日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和5年7月4日から施行する。

附 則（令和7年1月14日一部改正）

この要項は、令和7年4月1日から施行する。